

わかりやすい 発注者・受注者間の 建設工事請負ルール

目次

○はじめに

○建設工事取引の流れについて

本編

第1章 「建設工事請負契約の締結」に関する9つのルール	1
ルール1（見積条件の明確化と適正な見積期間）	
見積依頼は、工事内容、工期等の契約内容をできる限り具体的に提示し、受注予定者が見積りを行うに足りる期間を設けなければならない	4
ルール2（書面による契約締結）	
ルール2-1（書面による当初契約の締結）	
請負契約の締結・契約変更に当たっては、契約の内容を明示した適正な契約書を作成し、発注者・受注者の双方が相互に交付しなければならない	10
ルール2-2（追加工事等に伴う書面による追加・変更契約の締結）	
請負工事に関し追加工事等が発生した場合には、着工前に書面による変更契約を締結しなければならない	16
ルール2-3（工期変更に伴う書面による変更契約の締結）	
請負工事に関し工期が変更となった場合には、着工前に書面による変更契約を締結しなければならない	18
ルール3（著しく短い工期の禁止）	
請負契約に際して、適正な工期設定を行う必要があり、通常必要と認められる期間と比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結することを禁止する	20
ルール4（不当に低い発注金額の禁止）	
自己の取引上の地位を不当に利用して、通常必要と認められる原価に満たない金額で請負契約を締結してはならない	22
ルール5（指値発注の禁止）	
自己の取引上の地位を不当に利用して、指値発注してはならない	26
ルール6（不当な使用資材等の購入強制の禁止）	
請負契約の締結後に、自己の取引上の地位を不当に利用して、使用資材等又はこれらの購入先を指定して、受注者の利益を害してはならない	28
ルール7（やり直し工事）	
発注者が費用を全く負担することなく、受注者に対して工事のやり直しを求	

めることができるのは、受注者の施工が契約書に明示された内容と異なる場合 又は受注者の施工に瑕疵等がある場合に限られる	30
---	----

ルール 8 (支払)

ルール 8-1 (速やかな支払)

発注者は、請負契約に基づく目的物の引渡しを受けた場合、受注者に対し、 請負契約において取り決められた請負代金の額を、できるだけ速やかに支 払うことが望ましい	32
--	----

ルール 8-2 (割引困難な手形による支払)

発注者は、請負代金の支払を一般の金融機関による割引を受けることが 困難と認められる手形により行うことがないようにすることが望ましい	34
--	----

ルール 9 (関係法令の遵守)

ルール 9-1 (独占禁止法の遵守)

事業者による不公正な取引方法を禁止する独占禁止法についても、建設 業法と同様に遵守しなければならない	36
---	----

ルール 9-2 (社会保険・労働保険の加入)

社会保険・労働保険の必要経費を適正に考慮しなければならない	38
-------------------------------	----

第 2 章 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 40

1. 入札契約適正化法の概要について	40
2. 対象となる発注機関	43
3. 適正化指針	43

第 3 章 公共工事の品質確保の促進に関する法律 49

1. 品確法の概要について	49
2. 対象となる発注機関	50
3. 品確法基本方針	50

資料編

1 ● 関係法令 55

(1) 建設業法 (抄)	55
(2) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律	80
(3) 公共工事の品質確保の促進に関する法律	84
(4) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 (抄)	90

2 ● 適正な契約と履行 94

(1) 発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン	94
(2) 民間建設工事の適正な品質を確保するための指針	126
(3) 工期に関する基準	131

(4) 民間工事標準請負契約約款	174
(5) 公共工事標準請負契約約款	203
(6) 工事請負契約における設計変更ガイドライン	228
(7) 工事一時中止に係るガイドライン	244
(8) 優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方	253
(9) 公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針	269
(10) 公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な 方針	284
(11) 施工体制台帳の作成例	297
(12) 施工体系図の作成例	298